

令和2年度2月補正予算 福岡県経営革新実行支援補助金 Q & A

【目次】

- I. 経営革新実行支援補助金について
- II. 経営革新計画について
- III. 補助対象期間について
- IV. 補助対象経費について
- V-1. 申請者の要件について
- V-2. 売上高の要件について
- VI. 申請手続その他について

I. 経営革新実行支援補助金について

Q 1 補助を受けるには、まずどうしたら良いか

- A 1 経営革新実行支援補助金は、経営革新計画という事業計画において支出する「経費」に対して補助を行うものであり、経営革新計画の作成及び県による承認が前提となっています。補助申請を行う方は、まずは、経営革新計画を作ることから始めてください。

Q 2 経営革新実行支援補助金（感染防止対策）に申請している（又は交付を受けている）事業者は、経営革新実行支援補助金についても申請できる（又は交付を受けることができる）のか

- A 2 申請可能です。経営革新実行支援補助金で50万円、経営革新実行支援補助金（感染防止対策）で50万円、最大で100万円の補助を受けることができます。ただし、経営革新実行支援補助金の補助を受けるためには、売上要件を満たす必要があるほか、経営革新計画において、新型コロナウイルス感染症が自社に与えている影響及びその影響を踏まえた新たな取組みであることが記載されている必要があり、そのことが記載されていない場合は計画の変更申請又は新たな計画の申請が別途必要となります。

Q 3 経営革新実行支援補助金（感染防止対策）に申請している又は交付を受けている事業者が、経営革新実行支援補助金を申請する場合、経営革新計画は2つ作る必要があるのか

- A 3 1つの経営革新計画で、経営革新実行支援補助金と経営革新実行支援補助金

(感染防止対策)のそれぞれに申請を行うことができますが、経営革新実行支援補助金の補助を受けるためには、売上要件を満たす必要があるほか、経営革新計画において、新型コロナウイルス感染症が自社に与えている影響及びその影響を踏まえた新たな取組みであることが記載されている必要があり、そのことが記載されていない場合は計画の変更申請又は新たな計画の申請が別途必要となります。

Q 4 令和2年度(前回)に経営革新実行支援補助金の交付を受けた事業者は、令和2年度2月補正予算(今回)の経営革新実行支援補助金を申請する(又は交付を受ける)ことができるのか

A 4 令和2年度に実施した(令和3年2月28日に終了した)経営革新実行支援補助金の交付を受けた方は、金額の多寡を問わず、今回の2月補正予算の経営革新実行支援補助金の交付を受けることはできません。(事業廃止等により補助金を全額返納された方は除きます)

Q 5 令和2年度(前回)に経営革新実行支援補助金(感染防止対策)の交付を受けた事業者は、令和2年度2月補正予算(今回)の経営革新実行支援補助金を申請する(又は交付を受ける)ことができるのか

A 5 前回の「経営革新実行支援補助金(感染防止対策)」の交付を受けた事業者であっても、前回の「経営革新実行支援補助金」の交付は受けていないので、今回の「経営革新実行支援補助金」の交付を受けることは可能です。

ただし、経営革新実行支援補助金の補助を受けるためには、売上要件を満たす必要があるほか、経営革新計画において、新型コロナウイルス感染症が自社に与えている影響及びその影響を踏まえた新たな取組みであることが記載されている必要があり、そのことが記載されていない場合は計画の変更申請又は新たな計画の申請が別途必要となります。

Q 6 中小企業庁の「小規模事業者持続化補助金」など、他の補助金と同時に申請できるのか

A 6 同一経費について異なる補助金を申請することは、二重申請となるため、認められません。設備導入費用を国の補助金、宣伝広告費用を本補助金というようにそれぞれ異なる事業(明らかに異なる経費)に申請する場合は認められます。

なお、異なる経費であっても1つの見積書にまとめて計上している等同一事業と見なされる場合は、交付取消(補助対象外)となる可能性がありますのでご注意ください。

Q 7 複数の企業が共同で実施する事業について申請を行う場合、経営革新計画の申



R3. 8. 11 更新

請と補助金の交付申請はどのような扱いになるのか

A 7 経営革新計画は複数の企業による共同申請を認めていますが、本補助金は個別申請のみとなります。代表企業が他の企業の分をまとめて補助申請することはできません。

なお、経営革新計画を共同申請する場合は、事業全体の計画だけでなく、個々の企業の内容について確認できる書類の提出も必要となります。(A社、B社、C社の取組を1つに取りまとめた計画書だけではなく、A社、B社、C社それぞれの計画書も必要となります。詳しくは県新事業支援課までお問合せください)

Q 8 第1回公募で20万円の交付を受けて8月に機械設備を導入した後、第2回公募で30万円申請して11月に広告宣伝を行う等、公募に複数回申請することはできるか

Q 8 事実上、補助対象期間を延長していることになるため、公募に複数回申請することはできません。ただし、第1回公募の申請を取下げるとは交付を受けた補助金を全額返納したうえで、第2回公募に再申請するような場合は除きます。

II. 経営革新計画について

Q 1 経営革新実行支援補助金を申請するときの経営革新計画の作成相談や経営革新計画策定指導員の策定指導はいつまでに行えば良いのか

A 1 申請を行おうとする日の「2週間前まで」を目安に、経営革新等支援機関（最寄りの商工会・商工会議所）に作成相談のうえ、経営革新計画策定指導員の指導を受けるようにしてください。

なお、各公募の受付締切日間近に商工会・商工会議所にご連絡いただいても、既に相談予約が埋まっている場合はお断りさせていただくことがありますので、作成相談についてはお早めに連絡いただきますようお願いいたします。

[参考：経営革新計画の作成から申請までの一般的な流れ]

- ① 事業者による書類作成
- ② 商工会・商工会議所等での作成相談
- ③ 事業者による書類修正
- ④ 商工会・商工会議所等による修正確認後、
経営革新計画策定指導員への指導依頼
- ⑤ 経営革新計画策定指導員による書類確認及び再修正指示
- ⑥ 事業者による書類再修正
- ⑦ 経営革新計画策定指導員による再修正確認後、県に計画申請

※①～⑦まで概ね1か月程度かかります。最短でも2～3週間は必要です。

Q 2 税理士等（商工会・商工会議所以外の経営革新等支援機関）を通して申請できるか

A 2 申請することは可能です。ただし、経営革新等支援機関として国から認定を受けている税理士等の方々は、税務、金融及び企業財務等それぞれ専門分野が異なりますので、経営革新計画について一定の理解や実績のある方から支援を受けるようにしてください。

なお、商工会・商工会議所以外の経営革新等支援機関を通して申請する場合も、経営革新計画策定指導員の指導を受ける必要がありますので、お近くの各中小企業振興事務所にお問合せください。

経営革新計画は、事業者自らの創意工夫により経営の向上を図ることを前提に様々な支援を行う制度ですので、事業者本人が計画を作成し、申請を行ってください。

Q 3 経営革新計画策定指導員の指導は受けなければならないのか

A 3 経営革新計画は、事業の実行性を高めるため、専門家の知見を活用することを

求めており、福岡県では経営革新計画策定指導員（中小企業診断士）の指導を受けることを必須としております。

なお、策定指導は申請書類の確認だけでなく、事業実施に向けた助言を行うことも目的としていますので、申請者本人（代表者又は事業担当者）が必ず策定指導を受けるようにしてください。

策定指導を受けていない申請は、受け付けませんのでご注意ください。

Q 4 経営革新計画の承認を受けた後に経営革新実行支援補助金の補助申請を行う場合、商工会や商工会議所への作成相談、経営革新計画策定指導員の指導を再度受けなければならないのか

A 4 経営革新実行支援補助金は、経営革新計画の実行に必要な経費を補助するものですので、補助申請の内容次第では、経営革新計画の内容を変更する（変更申請を行って変更承認を受ける）必要がある場合があります。

経営革新計画の承認を受けた事業者であっても、補助申請を初めて行う場合は、経営革新等支援機関（最寄りの商工会、商工会議所）にご相談ください。

Q 5 経営革新実行支援補助金を申請する際に、経営革新計画で特に留意することはあるか

A 5 以下の4点は審査の際、必ず確認する点となりますのでご注意ください。

①別表1 経営革新計画

新型コロナウイルス感染症が自社に与えている影響及びその影響を踏まえた新たな取り組みであることが記載されているか

②別表2 実施計画及び実績

補助金申請様式第2号「事業計画書」の購入時期（施工時期）と、別表2の実施時期の整合性が取れているか

③別表4 設備投資計画及び運転資金計画

補助金申請様式第2号「事業計画書」の購入物（施工内容）及び金額について、別表4の内容と整合性が取れているか

④別表7 企業概要

売上高の算定について、経営革新事業による売上高の考え方だけでなく、既存事業の売上高の考え方（新型コロナウイルス感染症の影響）について、記載されているか

Ⅲ. 補助対象期間について

Q 1 令和3年3月1日に公募が開始されたが、令和3年2月に購入した経費は補助対象になるのか

A 1 補助事業は「交付決定を受けた後に実施する」ことが原則です。
 ただし、本補助金においては、やむを得ない理由により必要と認められる場合は、公募各回においてあらかじめ定めた日まで遡及して補助対象とすることを認めています。

(参考) 公募各回の遡及可能期間

第1回公募 令和3年1月14日から交付決定日まで

第2回公募 令和3年4月1日から交付決定日まで

最終公募 令和3年7月1日から交付決定日まで

Q 2 Q 1の「やむを得ない理由」とはどのようなものか

A 2 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が急激に下がったことにより、事業継続のため、新たな取組みを急ぎ開始する必要がある場合において、事業に必要となる設備の納期（及び施工時期）が、交付決定日よりも前になる場合等です。

Q 3 Q 1の「遡及して補助対象とする」場合、申請書にはどう記載するのか

A 3 様式第2号「事業計画書」の「実施時期」の欄について、①既着手又は②事前着手を選択してください。また、「やむを得ない理由により既着手又は事前着手する理由」の欄にその理由を具体的に記入してください。

Q 4 補助申請を令和3年4月30日に行い、交付決定が概ね2か月後になると予想して令和3年7月1日に設備工事を行う予定にしていたが、書類に不備があり、7月1日の時点で交付決定を受けることができていない。この場合、どのような手続を行ったら良いか。

A 4 設備工事を延期し、交付決定後に事業を行うようにしてください。やむを得ない事情により設備工事の延期が難しい場合は、県新事業支援課までお問合せください。

Q 5 様式第1号交付申請書の「補助事業完了予定日」について、具体的に何を完了した日を記入するのか。

A 5 補助事業の完了日は、補助対象物品の「納品日」又はその事業に係る「支払」が完了した日のいずれか遅い日となります。(納品だけ完了している場合や支払いだけ完了している場合は、完了とはなりません)



R3. 8. 11 更新

また、「支払日」について、具体的には、その事業に係る支払の完了を証する領収書の発行日、銀行口座の引き落としの日、相手方の口座に振込を行った日となります。

なお、公募各回により補助対象期間が決まっています。補助対象期間を超過して支払ったものは、原則として補助対象外となります。

支払時期の見込みが不確定な場合は、下記の事業終了日を「補助事業完了予定日」として記載ください。

(参考) 公募各回の補助対象期間

第1回公募 令和3年9月30日まで

第2回公募 令和3年12月31日まで

最終公募 令和4年1月31日まで

IV. 補助対象経費について

Q 1 謝金とはどのようなものか

A 1 外部専門家による講演、技術指導、研究協力等の対価として支払うものが対象となります。自社の役員や従業員が研修講師を行ったときの謝金は補助対象外となります。

Q 2 旅費について、海外出張は対象になるのか

A 2 原則として対象となりますが、事業に関係しない行程がある場合などは一部補助対象外となることがあります。なお、海外出張の場合は、精算のときに消費税や空港税など補助対象経費（税抜き額）を確認できる資料をご用意ください。

Q 3 旅費について、ガソリン代は対象になるのか

A 3 経済的かつ合理的な経路を利用したことの証明及びガソリンの使用量の積算が困難なため、補助対象外となります。同様の理由からタクシー代も補助対象外となります。公共交通機関を利用した場合の費用とお考えください。

Q 4 広報費について、SNS広告の費用も対象となるか

A 4 従量課金で支払うものは正確な見込額を算出できませんので、原則として補助対象外となります。

Q 5 材料費について、飲食店がデリバリーを開始するときの食材の購入費用は、補助対象となるのか

A 5 飲食店が新たにデリバリーを行う場合は、既存事業（店内飲食で提供するお米）と、経営革新事業（デリバリーで提供するお米）を明確に区分することが困難なため、補助対象外となります。

Q 6 リース料も補助対象になるのか

A 6 補助事業期間中に実施した分としてリース契約書、請求書、領収書などの証拠書類があれば、補助対象となります。

※なお、第1回公募において、令和3年4月に1年リースで契約した場合、補助対象となるのは令和3年4月から補助事業終了の令和3年9月までとなりますのでご注意ください。（令和3年10月以降のリース料は補助対象外となります）

Q 7 デリバリーに使用するための自動車、バイク、自転車などの車両購入費用は、補助対象となるのか

A 7 経営革新事業において使用することが明確であると認められる場合は補助対象となります。

自家用目的での使用が発覚した場合や、購入後に車両を転売、譲渡、貸付等の事実が発覚した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

また、本補助事業が終了した後も、目的外使用を行うことは認められません。故障や事故により廃車処分とした場合は、処分した事実が確認できる証拠書類を必ず保管してください。

なお、補助対象となるのは車両本体の購入費用であり、登録免許税などの諸経費は原則として対象外となります。

Q 8 デリバリーで使用する弁当容器の購入費用は、補助対象となるのか

A 8 飲食店が新たにデリバリーを行う場合において、既存事業（店内飲食はお皿で提供）と、経営革新事業（デリバリーはプラスチック容器で提供）というように明確に区分できる場合は補助対象となります。

Q 9 オンラインサービス用のパソコンの購入費用は、補助対象になるのか

A 9 経営革新事業において使用することが明確であると認められる場合は補助対象となります。

補助事業の目的外使用が発覚した場合や、購入後にパソコンを転売、譲渡、貸付等の事実が発覚した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

また、本補助事業が終了した後も、目的外使用を行うことは認められません。故障により廃棄処分とした場合は、処分した事実が確認できる証拠書類を必ず保管してください。

なお、補助対象はパソコン本体の購入費用であり、販売店のサポート保証等の諸経費は原則として補助対象外となります。

Q 10 オンラインレッスン用のタブレットを購入して受講者に貸し出す場合など、貸出用の機具の購入費用は、補助対象になるのか

A 10 無償で貸し出す場合は補助対象となりますが、レンタル料やサービス料に含めるなど有償で貸し出す場合は補助対象外となります。

Q 11 Uber Eats 等の利用料やインターネットのリスティング広告の費用は、補助対象になるのか

A 11 販売実績や利用実績に応じて支払うものは正確な見積額を算出することができませんので、原則として補助対象外となります。



Q 1 2 機械購入費について、機械設備の施工費用は補助対象になるか

A 1 2 機械設備の設置工事に係る費用（施工費）は補助対象となります。

Q 1 3 消耗品や機械設備を購入する際の送料は補助対象になるか

A 1 3 補助対象外となります。

Q 1 4 見積書について、親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社から取得しても問題ないか

A 1 4 いわゆる内部取引に当たるものは、見積内容の妥当性や客観性を担保できないため、原則として補助対象外となります。

【R3. 8. 11 追記】

Q 1 5 新たな取組みを実施するに当たって、既存事業で使用している設備機器では対応できない場合に、類似の設備機器を導入する費用（増設費用）は補助対象になるか

A 1 5 飲食店が新たにテイクアウト販売を開始する場合に、既存の冷蔵庫では十分な在庫管理ができないような場合において、新たに冷蔵庫を増設するようときは補助対象となります。（経営革新計画において、既存事業で使用している設備機器では新たな取組みを行うことができない理由や事情を記入してください）

Q 1 6 代理店契約やフランチャイズ加盟による事業を開始したときに発生した経費は補助対象になるか

A 1 6 経営革新は、事業者自らの創意工夫に基づく経営向上のための新たな取組みとなりますので、フランチャイズ本部による宣伝広告費等は、事業者自らの創意工夫に基づくものには該当しないため、補助対象外となります。

代理店事業についても、代理店本部の仕様に沿って発生した経費は原則として補助対象外となります。（代理店事業と既存事業を組み合わせた事業者独自の新しい提案を行うような場合は、補助対象となります）

V-1. 申請者の要件について

Q 1 個人事業主は対象になるのか

A 1 福岡県内に住民登録している（納税地が福岡県である）個人事業主は、対象となります。法人については以下の表をご確認ください。

(表) 法人の基準

主たる業種	資本金	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

Q 2 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、NPO法人は対象になるのか

A 2 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、NPO法人は経営革新計画の申請対象外となるため、本補助金についても対象外となります。（その他の特別法人については新事業支援課までお問合せください）

Q 3 飲食店を経営しながら飲食店向けのコンサルティング事業も行うなど、1つの会社で複数の事業を営んでいる場合、それぞれの事業について経営革新計画の承認を受ければ、それぞれの事業に対して補助を受けることができるのか

A 3 本補助金は「福岡県内の中小企業者」を交付対象としており、1者（1社）に対して上限50万円の補助を行うこととしていますので、それぞれの事業に対して補助を受けることはできません。

Q 4 ある個人が複数の会社を営んでいる場合、それぞれの会社で経営革新計画の承認を受けていれば、それぞれの会社で補助を受けることができるのか

A 4 本補助金は「福岡県内の中小企業者」を交付対象としており、1者（1社）に対して上限50万円の補助を行うこととしていますので、代表者が同一人物であってもそれぞれの会社で補助を受けることができます。

V-2. 売上高の要件について

Q 1 売上高の減少について、基準となる月はいつでも良いのか

A 1 原則、申請日の直前月が基準月となりますが、本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が大きく変わっている中で新たな取組みに挑戦する事業者を支援するものです。

直近月の売上高が15%以上減少に満たないとしても、令和2年2月以降に15%以上減少した月（例えば、緊急事態宣言が再発令された令和3年1月等）がある場合は、その月を基準月として構いません。

Q 2 業歴が短く、比較対象となる前年実績が無い場合はどうすれば良いか

また、営業店舗の増加により全体の売上は上がっているが、個々の売上は減少しているような場合は、どうすれば良いか

A 2 業歴が3か月以上1年1ヶ月未満の事業者や、営業店舗の増加により全体の売上と実態に乖離が生じる事業者の場合は、下記の3つの方法のいずれかにより判定します。別途様式を用意していますので、新事業支援課までお問合せください。

- ① 最近1か月と、最近3か月間の平均を比較する
- ② 最近1か月と、令和元年12月を比較する
- ③ 最近1か月と、令和元年10月、11月、12月の平均を比較する

なお、経営革新計画の承認には、業歴6か月以上、最低1回の決算期を迎えている必要がありますので、ご注意ください。

Q 3 法人で、飲食店と製造業を営んでいるが、コロナ禍の影響を受けているのは飲食店だけで、製造業は大きな影響は出ていない。この場合、飲食店のみについて申請することはできるか

A 3 飲食店のみでの申請することはできません。飲食店と製造業双方を含めた法人全体の経営革新計画を作成し、補助申請を行ってください。

Q 4 個人事業主で、事業所得とは別に不動産所得がある場合はどうするのか

A 4 原則として、事業所得に不動産所得を合算する必要はありませんが、アパート等の貸間で10室以上、又は独立家屋で5棟以上の貸付を行っている場合は、不動産事業を営んでいるものとして取り扱うため、事業所得に不動産所得を合算して経営革新計画を作ってください。

VI. 申請手続その他について

Q 1 経営革新計画の承認を受けた後でないと、補助申請できないのか

A 1 経営革新計画の申請と本補助金の申請は同時に行うことができます。

ただし、本補助金の審査は経営革新計画の承認後に行います。同時に審査を行う訳ではありませんので、ご注意ください。

Q 2 補助金の交付を受けるまでに、どれくらい時間がかかるのか

A 2 経営革新計画の作成に着手して県に提出できるようになるまでに概ね1か月程度かかります（Q & A 「Ⅱ. 経営革新計画についてQ 1」参照）。

申請から計画の承認、補助金の交付決定までに1か月半から2か月程度かかります。申請後、数字の誤りや添付資料の未提出等不備がある場合は更に時間がかかることとなります。

なお、内容修正や書類提出には期限を設けており、期限までに修正いただけない場合は、不承認や不交付となりますので、ご注意ください。

Q 3 過去に経営革新計画の承認を受けていれば、補助申請できるのか

A 3 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて行う新たな取組みに対する支援となりますので、過去に経営革新計画の承認を受けていても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組みでなければ、補助対象にはなりません。

このため、過去に経営革新計画の承認を受けている場合は、新型コロナウイルス感染症が計画事業にどのような影響を与えているかを踏まえたうえで、事業内容の変更又は新規事業の追加等、変更申請を行う（変更承認を受ける）ことにより、補助申請が可能です。

Q 4 申請後、交付決定を受けるまでの間に内容を変更できるのか

A 4 原則、申請後の内容変更はできません。計画内容（補助対象事業）に深刻な影響が生じるときは県新事業支援課までお問合せください。

Q 5 パソコンを持っていないので、手書きで申請書を書けないか

A 5 原則、文書とデータでの提出をお願いしています。パソコンをお持ちのご親族やお知り合いの方等にご協力いただくことが出来ないか、ご検討をお願いします。

なお、手書きの申請となる場合は、通常よりも審査に時間がかかる等ご不便をおかけすることになりますので予めご了承ください。また、手書きの申請書様式が必要な方は、お手数ですが県新事業支援課までお問合せください。